

大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する平成31年2月25日現在の大阪府後期高齢者医療広域連合における請求権を有する者の総数の50分の1の数及びその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和2年3月25日

大阪府後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員会委員長 守行 幸司

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

146,436人

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

1,015,224人